

令和2年6月24日6月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（24名）

1番 重 信 好 範	2番 山 田 真一郎	3番 増 田 誠 宏
4番 徳 岡 真 紀	5番 掛 田 勝 彦	6番 中 原 秀 樹
7番 月 橋 寿 文	8番 伊 藤 芳 則	9番 山 村 恵美子
10番 宍 戸 稔	11番 新 田 真 一	12番 藤 岡 一 弘
13番 横 光 春 市	14番 鈴 木 深由希	15番 黒 木 靖 治
16番 藤 井 憲一郎	17番 弓 掛 元	18番 保 実 治
19番 大 森 俊 和	20番 竹 原 孝 剛	21番 齊 木 亨
22番 杉 原 利 明	23番 新 家 良 和	24番 小 田 伸 次

2 欠席議員は次のとおりである

な し

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（17名）

市 長 福 岡 誠 志	副 市 長 堂 本 昌 二
総 務 部 長 細 美 健	経 営 企 画 部 長 宮 脇 有 子
地 域 振 興 部 長 中 原 みどり	市 民 部 長 上 谷 一 巳
福 祉 保 健 部 長 牧 原 英 敏	子 育 て 支 援 部 長 松 長 真 由 美
市 民 病 院 部 長 片 岡 光 子	産 業 振 興 部 長 中 廣 晋
事 務 部 長	併 農 業 委 員 会 事 務 局 長
建 設 部 長 坂 井 泰 司	水 道 局 長 明 賀 浩 富
危 機 管 理 監 川 村 道 典	教 育 長 松 村 智 由
教 育 次 長 甲 斐 和 彦	監 査 事 務 局 長 新 田 泉
総 務 課 長 桑 田 秀 剛	併 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（4名）

事 務 局 長 池 本 敏 範	次 長 兼 議 事 係 長 明 賀 克 博
政 務 調 査 係 長 石 田 和 也	政 務 調 査 主 任 中 田 秋 子

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		(総務常任委員長報告 7 件)
	議案第73号	三次市吉舎交流拠点施設設置及び管理条例 (案) (原案可決)
	議案第74号	三次市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第75号	三次市三次地区拠点施設設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第76号	三次市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第77号	三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第84号	指定管理者の指定の変更について (原案可決)
	議案第85号	動産の買入れの契約について (原案可決)
第 2		(教育民生常任委員長報告 6 件)
	議案第78号	三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第79号	三次市税条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第80号	三次市都市計画税条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第81号	三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第82号	三次市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第83号	三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
第 3		(産業建設常任委員長報告 4 件)
	議案第86号	工事請負契約の締結について (原案可決)
	議案第87号	工事請負契約の締結について (原案可決)
	議案第88号	工事請負契約の変更契約の締結について (原案可決)
	請願第 1 号	種子 (たね) を農家・農民が自家増殖することを原則禁止とする種苗法改定案の取り下げを求める意見書の提出について (採択)
第 4	議案第89号	(予算決算常任委員長報告 1 件) 令和 2 年度三次市一般会計補正予算 (第 3 号) (案) (原案可決)

第 5	議案第90号	三次市副市長の選任の同意を求めることについて（原案可決）
第 6	発議第 5号	地方財政の充実・強化を求める意見書（案）（原案可決）
第 7	発議第 6号	教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）（原案可決）
第 8	発議第 7号	新たな過疎対策法の制定においても現行法に基づく「みなし過疎」特例の維持等を求める意見書（案）（原案可決）
第 9		<p>（閉会中継続審査申出事件35件）</p> <p>.....</p> <p>（総務常任委員会）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防及び防災・防疫対策について 2 情報政策の推進について 3 行財政改革及び財政運営の健全化について 4 市有財産の管理について 5 住宅対策の推進について 6 入札、契約及び検査体制について 7 住民自治組織及び住民自治活動支援について 8 まちづくり対策について 9 平和、人権及び共生社会の推進について 10 定住・交流促進について <p>（教育民生常任委員会）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市税について 2 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について 3 国民年金、国民健康保険及び後期高齢者医療について 4 社会福祉施策について 5 障害者福祉施策について 6 高齢者福祉施策について 7 介護福祉施策について 8 健康推進施策について 9 母子保健施策について 10 地域医療施策について 11 子育て・女性支援策について 12 児童福祉施策について 13 市立三次中央病院の運営について 14 教育施策について

<p>第 9</p>	<p>15 環境政策について (産業建設常任委員会)</p> <p>1 市内公共施設の現状調査について</p> <p>2 商工業等の活性化について</p> <p>3 農業、林業、水産業及び畜産業の振興について</p> <p>4 道路、橋梁及び河川の管理・整備について</p> <p>5 上下水道等の整備・維持管理について</p> <p>6 都市公園の整備について</p> <p>7 雇用対策について</p> <p>8 みらさか土地区画整理事業について</p> <p>9 観光の推進について</p> <p>(予算決算常任委員会)</p> <p>1 予算決算常任委員会の運営等に関する事項について</p>
------------	---

令和2年6月三次市議会定例会議事日程（第5号）

（令和2年6月24日）

日程番号	議案番号	件名
第 1		（総務常任委員長報告 7 件）
	議 73	三次市吉舎交流拠点施設設置及び管理条例（案）……………250
	議 74	三次市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）……………250
	議 75	三次市三次地区拠点施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………250
	議 76	三次市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………250
	議 77	三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）…251
	議 84	指定管理者の指定の変更について……………251
	議 85	動産の買入れの契約について……………251
第 2		（教育民生常任委員長報告 6 件）
	議 78	三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）……………252
	議 79	三次市税条例の一部を改正する条例（案）……………252
	議 80	三次市都市計画税条例の一部を改正する条例（案）……………252
	議 81	三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）……………252
	議 82	三次市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例（案）…252
	議 83	三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………252
第 3		（産業建設常任委員長報告 4 件）
	議 86	工事請負契約の締結について……………253
	議 87	工事請負契約の締結について……………253
	議 88	工事請負契約の変更契約の締結について……………253
	請 1	種子（たね）を農家・農民が自家増殖することを原則禁止とする種苗法改定案の取り下げを求める意見書の提出について……………253
第 4	議 89	（予算決算常任委員長報告 1 件） 令和2年度三次市一般会計補正予算（第3号）（案）……………257
第 5	議 90	三次市副市長の選任の同意を求めることについて……………258

第 6	発 5	地方財政の充実・強化を求める意見書（案）……………259
第 7	発 6	教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）……………261
第 8	発 7	新たな過疎対策法の制定においても現行法に基づく「みなし過疎」特例の維持等を求める意見書（案）……………263
		（閉会中継続審査申出事件35件） ……………
		（総務常任委員会）
		1 消防及び防災・防疫対策について……………265
		2 情報政策の推進について……………265
		3 行財政改革及び財政運営の健全化について……………265
		4 市有財産の管理について……………265
		5 住宅対策の推進について……………265
		6 入札、契約及び検査体制について……………265
		7 住民自治組織及び住民自治活動支援について……………265
		8 まちづくり対策について……………265
		9 平和、人権及び共生社会の推進について……………265
		10 定住・交流促進について……………265
		（教育民生常任委員会）
第 9		1 市税について……………265
		2 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について……………265
		3 国民年金、国民健康保険及び後期高齢者医療について……………265
		4 社会福祉施策について……………265
		5 障害者福祉施策について……………265
		6 高齢者福祉施策について……………265
		7 介護福祉施策について……………265
		8 健康推進施策について……………265
		9 母子保健施策について……………265
		10 地域医療施策について……………265
		11 子育て・女性支援策について……………265
		12 児童福祉施策について……………265
		13 市立三次中央病院の運営について……………265
		14 教育施策について……………265
		15 環境政策について……………265
		（産業建設常任委員会）

第 9	1	市内公共施設の現状調査について……………266
	2	商工業等の活性化について……………266
	3	農業、林業、水産業及び畜産業の振興について……………266
	4	道路、橋梁及び河川の管理・整備について……………266
	5	上下水道等の整備・維持管理について……………266
	6	都市公園の整備について……………266
	7	雇用対策について……………266
	8	みらさか土地区画整理事業について……………266
	9	観光の推進について……………266
		(予算決算常任委員会)
1	予算決算常任委員会の運営等に関する事項について……………266	


~~~~~ ○ ~~~~~

——開議 午前10時 0分——

○議長（新家良和君） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様及び視聴者の皆様には、お越し、または御視聴いただき、誠にありがとうございます。

今定例会は、新型コロナウイルス感染症予防として、出席者のマスク着用、マスク着用での発言、排煙窓の開放などの取組を行っています。また、3密の状態を避けることから、傍聴席についても一部制限をしております。御不便をおかけいたしますが、御協力のほどよろしくお願いたします。

本日は6月定例会最終日であります。

各委員会審査の報告と採決及び追加議案の審議を行います。

ただいまの出席議員数は24人であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、横光議員及び鈴木議員を指名いたします。

なお、暑いと思われる方は上着を適宜お取りください。

ここで、福岡市長から発言したい旨、申出がありましたので、この際、これを許します。

（市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 福岡市長。

○市長（福岡誠志君） 皆様、おはようございます。

本会議に先立ちまして、私から行政報告をさせていただきます。

去る6月12日に開会いたしました本定例会におきましては、13日間にわたりまして、執行部から提出いたしました一般会計補正予算などの議案につきまして御審議いただきましたことに対し、心から御礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、6月18日に全ての都道府県をまたぐ移動自粛が解除されまして、社会経済活動の本格化に向けて新たな局面に移っております。しかしながら、東京都などでは感染症患者が連日確認されておりまして、今後も新しい生活様式を実行し、感染の拡大防止に一人一人が細心の注意を払っていかなければなりません。

また、出水期を迎え、感染症のリスクの中、災害から市民の生命・財産を守ることが喫緊の課題となっています。このため、新型コロナウイルス感染症対策本部に災害対策準備チームを設置いたしまして、避難所などにおける感染症対策について検討を行い、これを受け、6月19日に本部会議において方針を決定いたしました。具体的には、1人当たりの占有面積の見直しや新たな避難所などの確保、簡易間仕切り等の物品の配備などを行うこととしており、6月17日には、この方針案を基に、自主防災組織の皆様にも参加をいただきまして避難所の設営訓練を行い、レイアウトや避難者の動線等について確認をしたところでございます。

昨日には、三次市ホテル旅館組合との間で、災害時におけるホテルなど宿泊施設の提供に関する協定を締結させていただきました。この協定によりまして、高齢者や乳幼児など、災害時

には特に配慮が必要な方の宿泊施設での受入について、全面的な協力を頂けることとなりました。

市民の皆様におかれましても、いま一度、自宅等の災害危険性を把握し、避難方法などを考えていただきたいと思います。市の避難所もしっかり対策を講じますので、感染症を警戒するあまり避難が遅れるといったことがないよう、声をかけ合って、早めの避難を心がけていただきますようお願いいたします。

また、中小事業者を支援するために市独自に実施しております三次市事業者支援給付金及び三次市中小企業経営持続支援事業補助金につきましては、6月23日現在で合わせて1,000件以上の申請を頂いておりまして、速やかな交付に努めているところでございます。このたび、これまで事業者の皆様や市議会から頂きました御要望を踏まえまして、制度の見直しを行うことといたしました。具体的には、三次市事業者支援給付金については、交付要件として、前年同月との比較月を3月から5月までとしていましたけれども、6月も対象となるように拡充し、三次市中小企業経営持続支援事業補助金については、対象者に、医療法人、社会福祉法人、NPO法人を新たに加えることといたしました。併せて、いずれの補助事業も6月30日火曜日までとしていた申請受付期間を7月31日金曜日まで延長をいたします。引き続き、足元の経済を支え、市民の皆様の暮らしを守るため、全力で取り組んでまいります。

この後、人事案件として、三次市副市長の選任の同意を求めることについて、議案を提案させていただくことにしております。今回の議案は、現在1名欠員となっております副市長の選任について同意をお願いするものでございます。提案させていただきます堀川 亮氏は、略歴でお示ししておりますように、総務省の出身でありますことに加え、金融庁や外務省など幅広い分野で経験を積まれた方であり、本市の副市長として適任と考えております。コロナ禍によって、様々な分野でデジタル化の重要性が明らかとなりましたが、これまでの知見と経験を生かして、本市の重要施策でもありますデジタル技術を活用して市民の皆様の暮らしを便利で快適なものに変革していく取組「デジタルトランスフォーメーション(DX)」など、ICTを利活用した施策の推進を始め、情報発信、働き方改革など様々な分野でその力を発揮していただけるものと期待し、本日提案をさせていただくこととしたものであります。

議員の皆様におかれましては、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。私からの行政報告に代えさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 総務常任委員長報告7件

議案第73号 三次市吉舎交流拠点施設設置及び管理条例(案)

議案第74号 三次市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(案)

議案第75号 三次市三次地区拠点施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)

議案第76号 三次市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する

条例（案）

議案第77号 三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

議案第84号 指定管理者の指定の変更について

議案第85号 動産の買入れの契約について

○議長（新家良和君） 日程第1、議案第73号三次市吉舎交流拠点施設設置及び管理条例（案）外6議案を一括議題といたします。

議案7件について、総務常任委員長の報告を求めます。

（総務常任委員長 大森俊和君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 大森総務常任委員長。

〔総務常任委員長 大森俊和君 登壇〕

○総務常任委員長（大森俊和君） 総務常任委員長報告を行います。

今期定例会において総務常任委員会に審査付託となりました議案7件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る6月18日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第73号三次市吉舎交流拠点施設設置及び管理条例（案）外6議案について、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第73号三次市吉舎交流拠点施設設置及び管理条例（案）について、複合施設であるがゆえに、様々なエリアを各種団体がそれぞれ管理することとされているが、個人情報保護などのセキュリティー対策に万全を講じるよう取り組まれない。

次に、議案第74号三次市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）について、新型コロナウイルス感染症は、今後、第2波、第3波が押し寄せることが懸念されている。この特殊な業務に従事する職員には、直接的、間接的といった違いはあるにしても、個々に様々な負担は生じられ、精神的消耗は計り知れないものがあると推測される。日々の生活に大きな不安を抱え、危険を顧みず、市民のために様々な業務が行われている現場を理解した上で、幅広い支給を望みます。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられました指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

以上でございます。

○議長（新家良和君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 討論なしと認めます。

これより議案第73号外6議案を一括採決いたします。

議案7件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第73号外6議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 教育民生常任委員長報告6件

議案第78号 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）

議案第79号 三次市税条例の一部を改正する条例（案）

議案第80号 三次市都市計画税条例の一部を改正する条例（案）

議案第81号 三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

議案第82号 三次市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第83号 三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

○議長（新家良和君） 日程第2、議案第78号三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）

外5議案を一括議題といたします。

議案6件について、教育民生常任委員長の報告を求めます。

（教育民生常任委員長 鈴木深由希君、挙手して発言を求め）

○議長（新家良和君） 鈴木教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 鈴木深由希君 登壇〕

○教育民生常任委員長（鈴木深由希君） 教育民生常任委員長報告をいたします。

今期定例会において教育民生常任委員会に審査付託となりました議案6件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る6月18日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第78号三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）外5議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（新家良和君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 討論なしと認めます。

これより議案第78号外5議案を一括採決いたします。

議案6件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第78号外5議案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第78号外5議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 産業建設常任委員長報告4件

議案第86号 工事請負契約の締結について

議案第87号 工事請負契約の締結について

議案第88号 工事請負契約の変更契約の締結について

請願第1号 種子(たね)を農家・農民が自家増殖することを原則禁止とする
種苗法改定案の取り下げを求める意見書の提出について

○議長(新家良和君) 日程第3、議案第86号工事請負契約の締結について外2議案及び請願第1号を一括議題といたします。

議案3件及び請願1件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(産業建設常任委員長 保実 治君、挙手して発言を求め)

○議長(新家良和君) 保実産業建設常任委員長。

[産業建設常任委員長 保実 治君 登壇]

○産業建設常任委員長(保実 治君) 皆さん、おはようございます。産業建設常任委員会委員長報告を行います。

今期定例会において産業建設常任委員会に審査付託となりました議案3件及び請願1件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る6月18日及び19日に委員会を開催し、議案第86号から第88号について、担当部長等の出席を求め、さらには現地調査を実施しました。また、請願については、提出者の趣旨説明を受けた後、参考人の意見聴取を行うなど、慎重に審査いたしました。

議案第86号工事請負契約の締結について外2議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第86号及び議案第87号工事請負契約の締結については、早急に工期を終えて、農業従事者を安心させるよう取り組まれない。また、入札参加者がおらず、不調となったということな

ので、地元業者の育成にも十分に努められたい。

次に、請願第1号種子（たね）を農家・農民が自家増殖することを原則禁止とする種苗法改定案の取り下げを求める意見書の提出については、審査の結果、願意妥当と認め、全員一致をもって採択してよいものと決しました。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（新家良和君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論願います。

（15番 黒木靖治君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 黒木議員。

○15番（黒木靖治君） 先ほど説明がありました請願第1号に対する反対討論をさせていただきたいと思えます。反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、種苗法についてですが、よく分からない方もおられると思えますので、種苗法を簡単に説明させていただきます。新品種の保護のために関する制度で、新品種を開発・育成した人の権利を守るための法律でございます。特許や著作権などと同じように、開発者の許可なく品種を増殖させたり販売したりすることを禁じるものという法律になっております。これが種子法の内容になっております。

その中で、現行法の種苗法では、中国や韓国など海外約80か国・地域に国内品種を持ち出すことが可能となっています。近年、種苗の海外流出を食い止める規制の不備で、イチゴについてはとちおとめという品種、ブドウについてはシャインマスカットなどの優良な品種が海外へ流出し、無断で栽培されており、日本産の輸出機会の損失は年間約45億に上ると言われております。糖度が高くおいしいイチゴやブドウの新品種は日本の遺伝資源で、一度海外へ流出すれば、生産や販売を差し止めるのは容易ではございません。また、人口減少で国内消費が減少する中、こうした事態を繰り返さずに、農産物の輸出拡大のためにも、また、国内ブランドの保護により国際競争力を高める上でも、種苗法の法整備は必要不可欠だと考えております。

そのような認識の下、種苗法改正では、防止策の1つとして、登録品種の自家増殖を許諾性にするにすることで、品種登録申請時に育成者が利用条件をつけ、優良品種の特定の地域以外での栽培を制限できる新たな規定を設けることなど、海外流出を阻止する考えとなっております。農水省は、既に海外での品種保護に乗り出しており、植物品種等海外流出防止総合対策事業により、新品種の育成者が海外で登録を申請する場合、支援をしており、競争力のある新品種が海外で無断栽培されていないか、民間の力を借りて監視する体制を整える方針となっております。

反対する意見書には、全ての自家採種が禁止、育成権者の擁護、違反者には懲役刑と罰金刑が課せられる、主要作物など栽培にすぐに大きな影響を受けるおそれがある、農家も地域の多

様な種苗も激減することが懸念される、という少し偏った論調が散見されております。今回、自家増殖が原則禁止となる作物は、育成者権が認められている登録品種だけであり、登録品種以外の一般品種は、従来どおり、増殖や利用に制限なく、引き続き自家採種ができます。農水省によると、一般品種の品目別の割合は、米が84%、野菜が91%、リンゴが96%、ブドウ91%、ジャガイモ90%、ミカン98%という一般品種が大半を占めております。こうした状況を踏まえて、農水省は、登録品種の自家増殖を許諾性にしても、多大に許諾料を払わないといけないとか、制限がかかる状況は想定されないと考えております。

登録品種にあっても、穀物や野菜、果樹などは、国や都道府県の公的機関が開発した割合が2018年度で60%を占めています。農水省が示す例として、登録品種の許諾料を取り入れているある県では、稲の種苗代は10アール当たり1,600円、このうち許諾料は県内農家で2円56銭、県外農家で8円、別の県では、ブドウ1本当たり種苗代4,000円のうち許諾料は40円、公的機関では法改正後も許諾料を高額に設定しないと想定しています。ただ、実際に許諾料をどう設定するかはそれぞれの育成権者の判断になっております。育成権者の善意で増殖を認めている場合もあり、新たな許諾は不要であるなど、許諾契約は必ずしも対価を伴うものではないことを知っていただきたいと思います。ブランド果実の産地を抱える東日本のある県は、現在は許諾料を求めている、今後の対応は決めていない。県外農家に許諾料を設定している西日本の県も、検討中とか、対応が決まっていない県が多い現状があります。

ここで知っておいていただきたいことは品種登録制度です。優良な品種は農林水産業生産の基礎であり、多収量、高品質、耐病性等の優れた品種の育成は重要な柱となっております。新品種の育成には、専門的な知識、技術とともに、長期にわたる労力と多額の経費が必要となっております。ところが、新品種の育成自体が確実に成果を得られるものではないという性格のものでもない上、一旦育成された品種については第三者がこれを容易に増殖することができる場合が多いことから、新品種の育成を積極的に奨励するためには、新品種の育成者の権利を適切に保護する必要があると考えております。このために、我が国においては、種苗法に基づく品種登録制度により、植物新品種の育成者の権利保護を行い、新品種の育成の振興が図られております。今回の種苗法改正の議論をする上で認識しておかなければならない点だと考えております。

また、「農業競争力強化支援法では、独立行政法人や都道府県が有する種子生産に関する知見を民間業者に提供することを促進していて、品種の情報を国内、国外の種苗会社に民間提供をされることによって、世界的種苗会社の種苗支配により農業と食料の独占的支配を招くことになる」と言われておりますが、1986年の種苗法改正により、民間の参入はその時点で認められております。しかし、奨励品種に民間の品種が選ばれた例は非常に少ないことも事実です。種苗管理センターにおいて、専門家により、品種開発の経緯等の確認の上、特性が近似した対象品種を選定して、比較栽培をして審査しているため、一般品種が登録されることはない。仮に誤って一般品種などが品種登録されていることが明らかになれば、品種登録が消されます。また、既存の登録品種や一般品種と知りながら品種登録した場合、種苗法第68条、詐欺の行為

の罪により罰せられる可能性があります。日本の品種登録は、個人育成品種が約20%強を占めており、グローバル企業が種苗支配を招くことになりかねないという見解は誤りだと考えます。

また、「経済的に弱い立場に立つ農家・農民はグローバル種苗会社の種苗を購入せざるを得なくなり、遺伝子組み換え・ゲノム編集の種子の取扱いや作付けが押し進められることになる」とありますが、遺伝子組換えについては、厚生労働省が管轄する食品衛生法の安全審査で規制されています。

○議長（新家良和君） 黒木議員、簡潔をお願いします。

○15番（黒木靖治君） 国内で用いることはできないということです。ですから、種苗法の改正は今後の審議の過程で変わり得ぬものだとことを認識しております。現在検討されている種苗法改正に当たっては様々な懸念があることは事実で、改正法案の内容の周知を、行政などと連携し、生産現場の農業者に分かりやすく丁寧に説明することが重要であると考えております。

公明党としては、農業者団体などから種苗法改正について様々な御意見を頂いております。既存の現行法の問題点も踏まえながら十分議論をし、農業者を始め、国民の皆様の不安を払拭できるよう、慎重に検討していくべきものだと考えております。よって、この種子（たね）を農家・農民が自家増殖することを原則禁止とする種苗法改定案の取り下げを求める意見書の提出についての請願に反対といたします。

少し長くなりましたが、以上で反対討論を終わります。

○議長（新家良和君） 要点を的確にまとめて討論をお願いします。

ほかに討論はありませんか。

（21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 齊木議員。

○21番（齊木 亨君） 種子（たね）を農家・農民が自家増殖することを原則禁止とする種苗法改定案の取り下げを求める意見書の提出について、賛成の立場で討論をいたします。

戦後、食料不足の時代、主要な作物の増産と安定供給をめざし、国が果たすべき役割として、昭和27年、種子法が制定・施行されました。以来、都道府県、各地域の風土に合った作物の品種が開発され、この間、米に関しては100%自給できました。これまでに培われた食物の遺伝子を保存するため、農業生物資源ジーンバンクが設置され、全国の組織ができて、2015年時点でその遺伝資源は22万4,000点、また、細菌やウイルスなどのDNA情報を含め、約100万点に上ると言われています。時代は流れ、この種子法が果たしてきた役割を、国は、種子生産を世界と競争できる力を持つ民間企業に参入しやすくするためグローバル化を進め、規制を緩和する目的で平成30年4月をもって廃止されたのではないかと思います。このことは、競争力の強い外国企業の参入も増えるということが考えられます。

今国会の種苗法改定案では、日本の優良品種の海外流出防止のための措置として、品種登録の際に輸出可能な国や国内の地域を指定、そして、指定外国地域に持ち出すことが育成権者の侵害となり、刑事罰や損害賠償の請求が可能になることが明記されております。ほかに、農

家が品種登録の自家増殖は育成権者の許諾を必要とする許諾性としています。農林水産省は、許諾が農家の負担増にならないように、農協などの団体申請も可能にするとしています。農林水産省は、種苗法改正の背景として、優良品種が海外に流出し、日本からの輸出に影響し、農林水産業の発展に支障が生ずる事態が生じているとしています。また、登録品種の海外流出の防止、育成権者を活用しやすい権利とするため、品種登録制度の見直しを図るとしています。

そこで、この種苗法がこのまま改正されると、改正案の許諾性の内容が農家の基本的権利と言われる自家増殖を制限する可能性があることや食の安全・安心に関わることなど、農家、消費者、研究者らでつくる日本の種子（たね）を守る会などから、禍根を残すような改正案の取り下げを求めるなど、多くの意見が出されています。したがって、今回の改正案の取り下げを求めることに併せて、国際的な条約の下、農家、農民の権利を含め、種苗法の問題をもっと見詰め直す必要があると考えます。

以上のことから、賛成討論といたします。

○議長（新家良和君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） これをもって請願第1号の討論を終わります。

これより議案第86号外2議案及び請願1件を採決いたします。

初めに、反対討論のありました請願第1号種子（たね）を農家・農民が自家増殖することを原則禁止とする種苗法改定案の取り下げを求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は、反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新家良和君） 起立多数であります。

よって、請願第1号種子（たね）を農家・農民が自家増殖することを原則禁止とする種苗法改定案の取り下げを求める意見書の提出については委員長の報告のとおり採択されました。

次に、請願第1号を除く議案第86号外2議案を一括採決いたします。

議案3件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第86号外2議案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第86号外2議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 予算決算常任委員長報告1件

##### 議案第89号 令和2年度三次市一般会計補正予算（第3号）（案）

○議長（新家良和君） 日程第4、議案第89号令和2年度三次市一般会計補正予算（第3号）

(案)を議題といたします。

議案1件について、予算決算常任委員長の報告を求めます。

(予算決算常任委員長 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 宍戸予算決算常任委員長。

[予算決算常任委員長 宍戸 稔君 登壇]

○予算決算常任委員長(宍戸 稔君) 今期定例会において予算決算常任委員会に審査付託となりました議案1件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る6月22日に委員会を開催し、担当部局長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第89号令和2年度三次市一般会計補正予算(第3号)(案)については、審査の結果、全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

オンライン家庭学習つながる環境支援事業にあつては、状況に応じたICT支援員の活用等によって効果的な事業推進を図られたい。また、電子機器の使用に当たっては、身体への影響についても十分研究し、留意されたい。家庭学習通信環境整備補助金にあつては、就学の年度によって負担に差が生じることがないように取り組まれたい。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後、施策に十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長(新家良和君) ただいまの委員長報告に対する質疑は、予算決算常任委員会において既に行われておりますので、省略いたします。

これより討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 討論なしと認めます。

これより議案第89号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第89号は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よつて、議案第89号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第90号 三次市副市長の選任の同意を求めることについて

○議長(新家良和君) 日程第5、議案第90号三次市副市長の選任の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 堂本副市長。

[副市長 堂本昌二君 登壇]

○副市長(堂本昌二君) ただいま御上程になりました議案第90号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第90号三次市副市長の選任の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、現在欠員となっております三次市副市長1名について、堀川 亮氏を三次市副市長に選任することについて、地方自治法第162条の規定により、市議会の同意を求めようとするものであります。

なお、任期は令和2年7月17日から4年を予定しております。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長(新家良和君) 本件は、先例により、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

ただいま議題となっております議案第90号はこれに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第90号は同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 発議第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書(案)

○議長(新家良和君) 日程第6、発議第5号地方財政の充実・強化を求める意見書(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) ただいま御上程となりました発議第5号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、大森俊和議員、小田伸次議員、山村恵美子議員、横光春市議員、伊藤芳則議員、藤岡一弘議員、中原秀樹議員と私、齊木 亨でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

発議第5号

地方財政の充実・強化を求める意見書(案)

いま地方自治体には、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の

維持・確保など、より多く、またより複雑化した行政需要への対応が求められています。しかし、現実に公的サービスを担う人材不足は深刻化しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス感染症対策や近年多発している大規模災害、そのための防災・減災事業の実施など、緊急な対応を要する課題にも直面しています。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針2018」で、2021年度の地方財政計画まで、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとしています。実際に2020年度地方財政計画の一般財源総額は63兆4,318億円、前年比+1.0%と、過去最高の水準となりました。しかし、人口減少・超高齢化にともなう社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

このため、2021年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、政府に以下の事項の実現を求めます。

#### 記

- 1 社会保障、感染症対策、防災、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
- 2 とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 新型コロナウイルス対策として、新たに政府が予算化した「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、2020年度の補正予算にとどまらず、感染状況や自治体における財政需要を把握しつつ、2021年度予算においても、国の責任において十分な財源を確保すること。
- 4 地方交付税における「業務改革の取組等の成果を反映した算定（従来のトップランナー方式）」は、地域の実情を無視し、本来交付税に求められる財源保障機能を損なう算定方式であることから、その廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
- 5 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保をはかること。
- 6 2020年度から始まる会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けて、引き続き所要額の調査を行うなどして、その財源確保をはかること。
- 7 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を行い、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。
- 8 地域間の財源偏在性の是正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。

また、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかるこ

と。

9 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

10 依然として4兆5、000億円強と前年度を超える規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年（2020年）6月24日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同を頂きますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（新家良和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 討論なしと認めます。

これより発議第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第5号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 発議第6号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書
（案）

○議長（新家良和君） 日程第7、発議第6号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（15番 黒木靖治君、挙手して発言を求め）

○議長（新家良和君） 黒木議員。

〔15番 黒木靖治君 登壇〕

○15番（黒木靖治君） 皆さん、おはようございます。ただいま御上程となりました発議第6号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、宍戸 稔議員、鈴木深由希議員、弓掛 元議員、藤井憲一郎議員、新田真一議員、徳岡真紀議員、増田誠宏議員と私、黒木靖治でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

発議第6号

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

2019年12月の改正給特法の成立を受け、文部科学省は、2020年1月17日に改正給特法第7条に定めた指針を告示するとともに都道府県教委等に通知しました。その後、広島県においては、給特条例・教育委員会規則が改正され、「県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」が策定されました。これらによって、4月1日から県立学校の教員の時間外勤務に上限が設けられました。当然、市立学校の教員についても同様の法的整備が求められていることは、言うまでもありません。「学校の働き方改革」の推進は、教職員の心身の健康を守ることとともに、子どもたちへのゆたかな学びを保障することにつながります。勤務時間の上限設定は、あくまで時間外勤務に規制をかけるだけのものであり、今後、法で規定された勤務時間の上限を遵守するためには、長時間労働を解消するための実効ある具体策として教職員定数改善や業務削減が伴わなければ「働き方改革」につながりません。

また、新型コロナウイルス感染症対策に係る学校再開後の対応については、教育現場に人的余裕がないため、教室を分けて少人数指導等を行うことも難しく、児童生徒に学びを保障することもままなりません。それらを行うだけの教職員数を確保するには、自治体だけでは限界があり、国の施策として法改正や財源保障をするよう、地方から国への働きかけが不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。自治体間の教育格差が生じることは大きな問題であり、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

- 1 計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年（2020年）6月24日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同を頂きますようお願いし、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（新家良和君） 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 質疑なしと認めます。
討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 討論なしと認めます。
これより発議第6号を採決いたします。
お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって、発議第6号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書(案)は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 発議第7号 新たな過疎対策法の制定においても現行法に基づく「みなし過疎」特例の維持等を求める意見書(案)

○議長(新家良和君) 日程第8、発議第7号新たな過疎対策法の制定においても現行法に基づく「みなし過疎」特例の維持等を求める意見書(案)を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求め)

○議長(新家良和君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) ただいま御上程となりました発議第7号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、大森俊和議員、小田伸次議員、山村恵美子議員、横光春市議員、伊藤芳則議員、藤岡一弘議員、中原秀樹議員と私、齊木 亨でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

発議第7号

新たな過疎対策法の制定においても現行法に基づく「みなし過疎」  
特例の維持等を求める意見書(案)

過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法を制定して以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など、一定の成果を上げてきました。

本市においては「第2次三次市総合計画」、「過疎地域自立促進計画」を基に、市民一人ひ

とりが主人公として、それぞれ郷土・歴史・文化に誇りを持ち、「いきいき」と「安心」して、いつまでも住み慣れた地域で暮らせることをめざすまちづくりの取組を進めています。

しかしながら、過疎問題の根幹的課題である人口の減少は続いており、基幹産業である農林業の衰退、農地や山林の荒廃等による生活環境の悪化、集落コミュニティ機能の脆弱化などを踏まえた過疎対策は極めて重要な課題となっています。

こうした中、「過疎地域自立促進特別措置法」が令和3年3月末に期限を迎えることから、本市議会においては、令和元年6月定例会において、「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」を採択し、政府に対し新たな過疎対策法の制定を強く要望したところです。引き続き過疎地域の活性化に向けた総合的かつ積極的な対策が講じられるよう、次の事項について特段の配慮を求めます。

#### 1 過疎地域の要件等

本市では、平成16年4月1日の市町村合併以来新たな三次市として合併後の区域全体を対象としたまちづくりに取り組んできたところであるが課題が山積している。

よって、持続可能な地域の実現に向けた切れ目のない取組を着実に推進する観点から、新たな過疎対策法における過疎地域の要件は、現行の過疎地域を引き続き対象とすることを基本としつつ、過疎地域の状況を的確に反映したものとし、現行法に基づく「みなし過疎」の特例を新法においても引き続き設けること。

#### 2 過疎対策事業への支援

過疎地域において特に重要な財源となっている過疎対策事業債については、公共施設等の補修・改修や除却など、今後の増加が見込まれるソフト事業の財政需要にも対応できるよう、必要額を確実に措置すること。

また、新型コロナウイルス感染症対策を通じたリモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速を見据え、過疎地域における産業の振興、生活基盤の確立及び集落対策の推進等を支える土台となる、第5世代移動通信システム（5G）を含む高度情報通信基盤の整備を促進するとともに、支援措置を拡充強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年（2020年）6月24日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同を頂きますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（新家良和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 討論なしと認めます。

これより発議第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって、発議第7号新たな過疎対策法の制定においても現行法に基づく「みなし過疎」特例の維持等を求める意見書(案)は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 閉会中継続審査申出事件35件

(総務常任委員会)

- 1 消防及び防災・防疫対策について
- 2 情報政策の推進について
- 3 行財政改革及び財政運営の健全化について
- 4 市有財産の管理について
- 5 住宅対策の推進について
- 6 入札、契約及び検査体制について
- 7 住民自治組織及び住民自治活動支援について
- 8 まちづくり対策について
- 9 平和、人権及び共生社会の推進について
- 10 定住・交流促進について

(教育民生常任委員会)

- 1 市税について
- 2 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)について
- 3 国民年金、国民健康保険及び後期高齢者医療について
- 4 社会福祉施策について
- 5 障害者福祉施策について
- 6 高齢者福祉施策について
- 7 介護福祉施策について
- 8 健康推進施策について
- 9 母子保健施策について
- 10 地域医療施策について
- 11 子育て・女性支援策について
- 12 児童福祉施策について
- 13 市立三次中央病院の運営について
- 14 教育施策について
- 15 環境政策について

(産業建設常任委員会)

- 1 市内公共施設の現状調査について
- 2 商工業等の活性化について
- 3 農業、林業、水産業及び畜産業の振興について
- 4 道路、橋梁及び河川の管理・整備について
- 5 上下水道等の整備・維持管理について
- 6 都市公園の整備について
- 7 雇用対策について
- 8 みらさか土地区画整理事業について
- 9 観光の推進について

(予算決算常任委員会)

- 1 予算決算常任委員会の運営等に関する事項について

○議長（新家良和君） 日程第9、委員会における閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

各常任委員長から、市政の課題について適正で迅速に対応するため、次の事件についてそれぞれ継続審査としたい旨、会議規則第109条の規定により申出がありました。

総務常任委員長から、1つ、消防及び防災・防疫対策について、1つ、情報政策の推進について、1つ、行財政改革及び財政運営の健全化について、1つ、市有財産の管理について、1つ、住宅対策の推進について、1つ、入札、契約及び検査体制について、1つ、住民自治組織及び住民自治活動支援について、1つ、まちづくり対策について、1つ、平和、人権及び共生社会の推進について、1つ、定住・交流促進について。

教育民生常任委員長から、1つ、市税について、1つ、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について、1つ、国民年金、国民健康保険及び後期高齢者医療について、1つ、社会福祉施策について、1つ、障害者福祉施策について、1つ、高齢者福祉施策について、1つ、1つ、介護福祉施策について、1つ、健康推進施策について、1つ、母子保健施策について、1つ、地域医療施策について、1つ、子育て・女性支援策について、1つ、児童福祉施策について、1つ、市立三次中央病院の運営について、1つ、教育施策について、1つ、環境政策について。

産業建設常任委員長から、1つ、市内公共施設の現状調査について、1つ、商工業等の活性化について、1つ、農業、林業、水産業及び畜産業の振興について、1つ、道路、橋梁及び河川の管理・整備について、1つ、上下水道等の整備・維持管理について、1つ、都市公園の整備について、1つ、雇用対策について、1つ、みらさか土地区画整理事業について、1つ、観光の推進について。

予算決算常任委員長から、1つ、予算決算常任委員会の運営等に関する事項について。

お諮りいたします。

各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

ここで、先ほど請願第1号が採択されましたので、会議規則第21条の規定により、日程を追加したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって、日程を追加することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 発議第8号 種子(たね)を農家・農民が自家増殖することを原則禁止とする種  
苗法改定案の取り下げを求める意見書(案)

○議長(新家良和君) 日程第10、発議第8号種子(たね)を農家・農民が自家増殖することを原則禁止とする種苗法改定案の取り下げを求める意見書(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求め)

○議長(新家良和君) 杉原議員。

[22番 杉原利明君 登壇]

○22番(杉原利明君) ただいま御上程となりました発議第8号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、竹原孝剛議員、保実 治議員、重信好範議員、掛田勝彦議員、月橋寿文議員、山田真一郎議員と私、杉原利明でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

発議第8号

種子(たね)を農家・農民が自家増殖することを原則禁止とする  
種苗法改定案の取り下げを求める意見書(案)

国会では、政府により提出された種苗法改定案が審議されようとしています。

政府は、主要農作物種子法(種子法)廃止の時に、種子法が廃止されても種苗法で補えるとしていましたが、この度の種苗法改定の最大の問題点は現種苗法の下での、農家・農民が初年度に購入した種から栽培した作物から、来年の種子(たね)を採る「種子(たね)の農家の自家増殖の原則自由(法第21条第2項)」が改定案では、「原則禁止で許諾制」へと、新しく開発された種子(たね)の特許権の役割を果たす、登録品種の「特性表」による育成者権の擁

護と、「農家の種子（たね）の自家増殖を牽制」し、しかも違反者には懲役刑と罰金刑が同時に科せられるという、農家にとって非常に厳しい、法改定案が今年の通常国会に出されました。

農業競争力強化支援法では、独立行政法人や都道府県が有する種子生産に関する知見を民間事業者に提供することを促進しています。これは、日本人が先祖から受け継いできた種子（たね）や、今まで国民・県民の税金で維持管理してきた品種の情報を、内外のとりわけグローバル（世界的）種苗会社の民間企業に提供することになります。これでは種子（たね）の公共性が著しく失われ、グローバル種苗会社の種苗支配により農業と食糧の独占的支配をまねくことになります。そして、経済的に弱い立場に立つ農家・農民はグローバル種苗会社の種苗を購入せざるを得なくなり、遺伝子組み換え・ゲノム編集の種子（たね）の取扱いや作付けが推し進められることになります。国内法である種苗法の改定によっては種苗の海外流出防止はできません。防止の唯一の対策は農林水産省が2017年11月に述べているように、海外での品種登録が唯一の対策であります。

種苗法が改定されると、種苗購入費削減を図るために自家増殖が広く行われている、主要農作物（米・麦・大豆）、イモ類、豆類、イチゴや果樹類などの栽培はすぐに大きな影響を受けることになり、遠からず農家も地域の多様な種苗も激減することになります。引いては農業・農村の有する多面的な機能も失われ国土保全も危機にさらされることになります。

また、消費者の食の安全・安心は失われ、国民・市民への食糧自給はさらに不安定となります。これは食糧安全保障の問題です。

新型コロナウイルス感染拡大は新自由主義的な社会・経済の脆弱と差別性を白日にさらし、私たちはかつてない危機に直面しており、政府と国会に求められているのは、新型コロナウイルス感染症対策に集中することです。新自由主義に基づく種苗法改定に力を注ぐことではありません。

よって政府と国会に対し、次の事項を強く求めます。

- 1 国会提出された種苗法改定案を、取り下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年（2020年）6月24日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同を頂きますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（新家良和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

（15番 黒木靖治君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 黒木議員。

○15番（黒木靖治君） 先ほど提案がありました種子（たね）を農家・農民が自家増殖することを原則禁止とする種苗法改定案の取り下げを求める意見書（案）について反対をいたします。

討論については、先ほど請願について反対をしている内容と同じでございますので、討論の内容については省略させていただいて、反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（新家良和君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） これをもって発議第8号の討論を終わります。

これより発議第8号を採決いたします。

発議第8号種子（たね）を農家・農民が自家増殖することを原則禁止とする種苗法改定案の取り下げを求める意見書（案）を採決いたします。

本案は、反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新家良和君） 起立多数であります。

よって、発議第8号種子（たね）を農家・農民が自家増殖することを原則禁止とする種苗法改定案の取り下げを求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

ここで、先ほど副市長の選任の同意を頂きました堀川 亮氏に入場していただきます。

〔堀川 亮君 着席〕

○議長（新家良和君） 堀川 亮氏から挨拶したい旨、申出がありましたので、この際、これを許します。

（堀川 亮君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 堀川さん、挨拶をお願いいたします。

○堀川 亮君 議長からお許しを頂きましたので、一言御挨拶させていただきます。

現在、総務省というところに勤務しております堀川と申します。このたびは副市長の選任に御同意いただきまして、誠にありがとうございます。若輩の身ではございますが、三次市の発展のために少しでもお役に立てるように全力を尽くしたいと思っております。議会の皆様におかれましても、御指導、御鞭撻のほど何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（新家良和君） ありがとうございました。

以上で今期定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

最後に、三次市議会を代表して、市民の皆様メッセージを送りたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症は、急速に世界各地に拡散し、これまで人類が経験したことのない大きな脅威となりました。政府は5月25日において全国の緊急事態宣言の解除を発表しましたが、終結となっているわけではなく、引き続き、第2波、第3波のおそれがあるなど、予断を許さない状況であり、国民生活や経済活動に多大な影響が続いています。

本市議会においては、国・県の動向を見極めながら、3月定例会、5月の臨時会、そして今

定例会で、新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策に係る予算議決など、執行部とともに対応してまいりました。引き続き、市民の生命を守ることを最優先に、国、県、関係機関と十分に連携を取りながら、感染防止に向け徹底した対策を全力で取り組む所存であります。

この間、昼夜を問わず治療に当たってくださった医療従事者や介護従事者の方々、学校へ通えなかった子供たち、自粛要請の中で必死に頑張ってくださいました中小零細企業、個人事業主の皆さん、地域活動や経済活動が一刻も早く復活し、安定した元どおりの生活に戻れるように、本市議会としても、行政と連携・協力して、全力を挙げて取り組んでまいります。どうかこれまで以上の御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。

これにて令和2年6月三次市議会定例会を閉会いたします。

13日間にわたる御審議、大変御苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

——閉会 午前11時19分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年6月24日

三次市議会議長 新家良和

会議録署名議員 横光春市

会議録署名議員 鈴木深由希